

帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税、  
事業所税及び都市計画税の減免要綱

平成25年10月1日  
25主税税第230号  
局長決定

最終改正 令和8年6月3日8主税税第40号

(目的)

第1 東京都は、都内の区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する一時滞在施設の確保を税制面から支援するため、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第134条第1項第4号、第188条の23第1項第2号及び第188条の30並びに東京都都税条例施行規則（昭和25年東京都規則第126号）第31条第2項及び第36条の3第23号の規定に基づき、固定資産税、事業所税及び都市計画税の減免を行う。

(対象)

第2 減免は、次のものについて行う。

(1) 固定資産税及び都市計画税

補助対象備蓄品（東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱（平成25年6月24日25総防管第409号。以下「補助金交付要綱」という。）第6条第1項に規定する補助対象備蓄品をいう。以下同じ。）、補助対象機器（補助金交付要綱第7条第1項に規定する補助対象機器をいう。以下同じ。）及び補助対象暑さ対策備蓄品（補助金交付要綱第8条第1項に規定する補助対象暑さ対策備蓄品をいう。以下同じ。）又は配備する備蓄品（東京都民間一時滞在施設備蓄品配備事業実施要綱（令和元年5月21日31総防管第479号。以下「配備事業実施要綱」という。）第5条第1項に規定する配備する備蓄品をいう。以下「配備備蓄品」という。）の保管場所の用に供する家屋（補助金交付決定通知書（補助金交付要綱第11条第1項に規定する補助金交付決定通知書をいう。以下同じ。）により通知を受けた補助対象となる備蓄品又は譲渡契約（配備事業実施要綱第8条に規定する譲渡契約をいう。）に基づき譲渡された備蓄品（以下「譲渡備蓄品」という。）の保管場所に係る部分（以下「備蓄倉庫」という。）に限る。）。ただし、有料で借り受けた者又は保管料若しくはこれに類するもの（以下「保管料等」という。）を得た者が当該用に供している場合を除く。

## (2) 事業所税

補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品又は配備備蓄品の保管場所の用に供する施設（備蓄倉庫に限る。）。ただし、保管料等を得た者が当該用に供している場合を除く。

### (減免の割合)

第3 減免の割合は、次によるものとする。

- (1) 固定資産税及び都市計画税 10割
- (2) 事業所税 資産割の10割

### (減免の期間)

第4 減免の期間は、次によるものとする。

#### (1) 固定資産税及び都市計画税

一の民間一時滞在施設（補助金交付要綱第2条及び配備事業実施要綱第2条に規定する民間一時滞在施設をいう。以下同じ。）について、補助金交付決定通知書を発した日（以下「補助金交付決定日」という。）又は譲渡備蓄品の受領日（帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税等の減免に係る現地調査実施要領（令和元年9月4日31総防管第1272号）第5条に基づき通知する受領日をいう。以下「受領日」という。）以後最初に到来する第一期納期限に係る年度から5年度分（各年度の減免は、申請後初めて到来する納期限に係る分から適用する。補助金交付要綱第17条第1項の規定による交付の決定の全部の取消し若しくは全ての補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品について、同第21条第3項に規定する処分があった場合における当該取消事由等の生じた日（以下「取消事由等発生日」という。）又は全ての譲渡備蓄品について、配備事業実施要綱第8条第2項第2号に規定する処分若しくは同条第3項第1号（1）から（3）までに規定する毀損、滅失、使用若しくは処分があった場合における当該処分等の生じた日（以下「処分等発生日」という。）以後に到来する納期限に係る分を除く。）

ただし、既に減免を受けている一の民間一時滞在施設について、減免の期間中に新たな補助金交付決定通知書を発した場合又は新たな譲渡契約に基づく譲渡備蓄品の受領があった場合には、当該補助金交付決定日又は当該受領日を基準とする。この場合、従前の減免の期間は、当該補助金交付決定日又は当該受領日の属する年度分までとする。

(2) 事業所税

一の民間一時滞在施設について、補助金交付決定日又は受領日から5年を経過する日までに終了する事業年度分（取消事由等発生日又は処分等発生日以後に終了する事業年度分を除く。）

ただし、既に減免を受けている一の民間一時滞在施設について、減免の期間中に新たな補助金交付決定通知書を発した場合又は新たな譲渡契約に基づく譲渡備蓄品の受領があった場合には、当該補助金交付決定日又は当該受領日を基準とする。

(減免申請の手続)

第5 減免を受けようとする者は、知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第6 知事は、減免を受けた者が、この要綱に定める要件に該当しないことが明らかとなった場合には、当該減免を取り消すものとする。

(減免事務の運営)

第7 減免事務の運営については、この要綱に定めるところによるほか、別に定めるところによる。

(実施時期)

第8 この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則（平成29年5月23日29主税税第82号）

(実施時期)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成30年7月24日30主税税第144号）

(実施時期)

第1 この要綱は、決定の日から実施する。

(経過措置)

第2 平成30年5月22日以前に発出された交付決定通知書に係る減免については、第4(1)ただし書及び同(2)ただし書に該当する場合を除き、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月3日31主税税第189号）

（実施時期）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（令和3年4月27日3主税税第56号）

（実施時期）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（令和7年3月26日6主税税第322号）

（実施時期）

第1 この要綱は、決定の日から実施する。

（経過措置）

第2 この要綱による改正前の帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税、事業所税及び都市計画税の減免要綱（以下「旧要綱」という。）第2に規定する補助対象資器材の保管場所に係る部分として、旧要綱第2に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた備蓄倉庫に対する減免の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月3日8主税税第40号）

（実施時期）

この要綱は、決定の日から実施する。